

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程</p> <p>平成16年4月7日 16 経教 規程第58号</p> <p>第1条～第7条 省略</p> <p>第8条～第22条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第7条 省略（現行どおり）</p> <p>（免許状更新講習料）</p> <p><u>第7条の2 本学が実施する免許状更新講習（30時間）の講習料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とし、料金を徴収するものとする。</u></p> <p>一 本学卒業者等 14,800円</p> <p>二 前号以外の者 29,600円</p> <p>第8条～第22条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（21 経教規程第1号）

この規程は、平成21年1月19日から施行する。